

特集

## 文教・科学施策の進展

平成13年度の展望

解説 8 文部科学省における政策評価への取組

11 生涯学習政策

19 初等中等教育

29 高等教育

36 私立学校

38 科学技術・学術政策

44 研究振興

50 研究開発

56 スポーツ・青少年

62 文化

68 国際交流・協力の推進

70 文教施設

資料 72 平成13年度予算

76 文部科学省の機構・定員

78 文部科学省関係の税制

84 編集後記

79 焦点—文教科学施策

6 インタビュー

カラー

表1 温故知新

表2 温故知新

● 小型超音速実験機  
(ロケット実験機)

● 阿波人形浄瑠璃

1 施設めぐり

● 科学技術館

## 文化

## 一 文化政策

二一世紀に我が国が心豊かで活力ある社会を形成していくためには、文化の振興を一層図り、文化大国を実現していくことが必要である。

このため、平成一三年度の文化庁予算については、「文化による心豊かな社会の実現」に向けて、総額で、対前年度比一〇〇億円（二・四％）増の九〇九億円を計上している。

平成一三年度予算においては、特に、地域における文化活動を総合的に支援するための経費を大幅に拡充したところである。心豊かな文化活動に対して助成が実施される予定である。

## (2) メディア芸術・映画芸術の振興

コンピュータ・グラフィックス、ゲームソフトなど新しいメディア芸術の創作活動を支援するため、優れた作品の顕彰、発表及び鑑賞の場を提供する「文化庁メディア芸術祭」、また、メディア芸術の創造活動に役立つ各種の情報や作品発表の場などを提供する「メディア芸術プラザ」(<http://plaza.bunka.go.jp>)を引き続き実施する。

また、メディア芸術の基盤としても期待される映画芸術の振興を図るため、優秀映画の顕彰などを引き続き実施するとともに、平成一三年度は、地域において企画された作品の製作に対する助成や地域で公開される作品の上映支援を開始するなど、映画芸術振興のための予算の大幅な拡充を図ったところである。

## (3) 芸術家等の育成

多彩で豊かな芸術創造活動を活発化させるためには、その担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。このため、我が国の若手芸術家等が国内外において専門的な研修を行う機会や、海外の芸術家が我が国で研修を行う機会を提供するなどの「芸術フェローシップ」を引き続き実施する。

な社会の実現のためには、人々が本心に心の豊かさを実感できるよう、地域において文化的な環境が確保される必要があり、新たな事業等により、地域に根ざした魅力と個性のある多様な文化の振興を図っていく。

## 二 芸術創造活動

多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にある。文化庁では、これらの創造活動を側面から支援する観点に立ち、芸術創造活動の活性化のための環境の整備充実に取り組んでいる。

また、我が国における現代舞台芸術の拠点である新国立劇場においては、我が国の次代の芸術界を担う創造性豊かで、世界に通用する人材を養成するため、平成一〇年度からオペラ研修を実施しているが、一三年度は新たにバレエ研修を開始することとしている。

## 三 地域文化

平成一三年度は、以下の新規事業を中心として、地域における文化活動を総合的に支援することとしている。

①「地域芸術文化活性化事業（文化のまちづくり事業）」

特殊法人日本芸術文化振興会への補助金により、地域における芸術文化活動を総合的に支援し、地域文化の活性化を図る。

②「ふるさと文化再興事業」

地域の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、民俗芸能等の地域の伝統文化活動の総合的な支援を行う。

③「公立文化会館活性化事業」

子ども・青少年に優れた舞台芸術を鑑賞させるとともに日頃接することのない公演の舞台裏を見学させるなど、舞台芸術をまるごと体験させる「芸術文化総合体験事業」を実施する。また、公立文化会館に対し芸術文化に関する情報提供などを実施している「芸術情

## (1) 芸術創造活動への支援

平成八年度より芸術創造推進事業（アーツプラン21）を開始し、我が国の舞台芸術の水準の向上を図る上で、直接的な牽引力となることが期待される団体の公演活動などに対し支援を実施しており、一三年度は過去最大の拡充が図られたところである。

また、特殊法人日本芸術文化振興会においても、芸術文化振興基金（政府からの出資金五〇〇億円、民間からの出資金一一二億円の合計六一二億円）の運用益などにより、文化活動に対して助成を実施している。一三年度は、三〇億円の基金の増資を行い、多くの

報プラザ」事業に、新たに全国七ブロックで行うアートマネジメント研修と技術職員研修を追加して実施する。さらに、芸術文化活動の企画、マネジメント、芸術監督等の専門家を「芸術文化活動支援員」として公立文化会館に派遣し、公立文化会館における創造活動への支援を行う。

④「学校の文化活動活性化事業」

児童・生徒の芸術を愛好する心を育て、心豊かな教育の再興に資するため、優れた舞台芸術の公演実績を有する芸術団体を小・中・高等学校の体育館に派遣し、公演やワークショップを行うと同時に、文化部活動の指導を行う「芸術文化ふれあい教室」を実施する。また、地域の伝統文化の担い手や地域の芸術家・芸術団体の指導者を小・中・高等学校へ派遣し、文化部活動の指導を行う「文化部活動指導者派遣」を実施する。

⑤「芸術団体等の活動基盤整備事業」

都道府県への補助金により、芸術団体及び伝統文化保存団体の活動基盤の整備に対する支援を行う。

このほか、従来からの継続事業として、国民文化交流の推進のため、全国規模の文化の祭典である「第一六回国民文化祭」（平成一三年一月三日～一日 群馬県・高校生による芸術文化活動の発表の場である「第二五回全国高等学校総合文化祭」（平成一三年八月三

日く七日 福岡県 を実施する。

## 四 国語施策

### (1) 国語施策の改善

国語に関する問題に関し、敬語を中心とする言葉遣いの問題やワープロ等の普及による表外漢字（常用漢字表にない漢字）の字体の問題、国際化時代の日本語の在り方や外来語・外国語増加の問題、日本人の姓名のローマ字表記の問題について、国語審議会は、平成二年二月、「現代社会における敬意表現」、「表外漢字字体表」及び「国際社会に対応する日本語の在り方」を答申した。文化庁では、これら答申の趣旨が生かされるよう周知を図っている。

なお、国語審議会は平成二年末をもって廃止され、これまで同審議会が行ってきた国語に関する問題への対応については、平成三年一月から新たに設置された文化審議会（国語分科会）において引き続き審議検討される。

### (2) 外国人等に対する日本語教育の推進

文化庁では、外国人等に対する日本語教育の推進を図るため、関係省庁等との連携・協

力を図るとともに、新たに地域の日本語教育の中心となる指導員の研修・相談事業等を実施するほか、日本語教育実態調査の実施、日本語教育支援総合ネットワーク・システムの構築、外国人日本語能力試験や日本語教育能力検定試験の実施、インドシナ難民及び中国帰国者に対する日本語教育施策を実施している。また、国立国語研究所において調査研究や国際共同研究、日本語教員研修、教材開発等を行っている。

## 五 宗教行政

我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体をはじめ、神社、寺院、教会等の様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っている。（宗教法人数は、約一八万三〇〇〇。）

宗教法人制度を規定する宗教法人法（昭和二十六年に公布・施行）の目的は、一定の宗教団体に法人格を与え、自由で自主的な活動を行うための仕組みを設けることにある。

平成七年の宗教法人法の一部改正により、新たに宗教法人に義務付けられた事務所備付け書類の所轄庁への提出については、平成一〇年より本格的に始まったが、平成十一年は、文部科学大臣所轄の宗教法人のうち九七・八％（前年同）から提出があり、不活動法人を

除いてほとんど全ての宗教法人が書類提出制度の趣旨に沿って対応している。

この書類提出制度によって、所轄庁は宗教法人の運営について継続的に確認できるようになり、宗教法人にとっても管理運営の適正化の契機となった。また、従来その把握が困難であったいわゆる不活動宗教法人の実態把握が可能になり、文化庁では、不活動宗教法人の整理促進に一層取り組んでいる。

今後とも、関係者の一層の理解と協力を得、引き続き改正宗教法人法の適正な実施に努めていく。

## 六 文化財の次世代への継承・発展

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。

このため、文化庁においては、平成一三年度も引き続き、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用し、広く国民に親しまれるように、次のような施策に取り組むこととしている。

振興等のための施策を積極的に推進することとしている。

## 七 著作権施策

著作権制度は、文化的な活動の所産である著作物の創作行為の基盤となる制度である。文化庁においては、近年の情報技術の発達等による著作物の利用形態の多様化等を踏まえ、必要な施策を積極的に進めてきており、特にインターネットへの対応については、先進国中で日本のみが「アップロード」に関する権利を著作権法に明記する等、我が国の著作権保護は世界最高水準に達している。しかしながら、日々変化・発展していく技術に対応して、様々な課題も存在しており、今後ともこのような課題に順次取り組んでいくこととしている。

### (1) 著作権法制の整備

俳優等の実演家や放送事業者の権利の拡大について、条約の策定に向けた国際的な動向にも留意しつつ、検討を進めているほか、「学校」、「公民館」、「図書館」等での情報技術の活用の増大に対応し、著作物の利用に関する例外規定等についても検討を進めている。

### (1) 史跡等の保存整備・活用

史跡名勝天然記念物の保存・活用を図るため、修理等の整備を行う「記念物保存修理」事業の充実を図る。また、史跡等の保存のため、地方公共団体が行う公有化事業に対する国庫補助の充実を図る。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人住宅建設等の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助の充実を図るなど、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化をすすめる。

### (2) 文化財の保存修理等

国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）や伝統的建造物群を適切に保存し、次世代に継承するため、計画的な保存修理実施の充実を図る。特に原材料の不足を指摘されている檜皮葺屋根の葺替えについては、技能者の育成・資材確保の方策も含め重点的に取り組む。防災に関しては、木造で燃えやすい国宝・重要文化財（建造物）を火災の被害から最小限に防ぐため、防火、消化等の防災施設を設置し、あわせて周辺環境の保全等の充実を図る。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）を災害から守るため特に、現存する建造物から移動して保存することが困難な場合のものに対して防災管理に万全を期し、防火、消火

等の設備、覆屋等の防災施設の充実を図る。さらに、重要伝統的建造物群保存地区については、木造建造物が集中するなど、一般地区に比べて防災上危険性が高いことから、計画的に防災施設の整備を図る。

### (3) 伝統文化を支える人材養成・確保

重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）が行う後継者養成・技芸錬磨のための経費の助成対象人数を一〇八名から一二二名に拡充するなど、重要無形文化財の後継者の養成・確保を図る。

また、文化財の保存に欠かせない伝統的な技術・技能である選定保存技術の伝承者養成事業に対して補助し、選定保存技術の伝承者の養成・確保を図る。

### (4) アイヌ関連施策の推進

平成九年五月、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立した。文化庁においては、同法に基づく指定法人に対して、アイヌ関連施策の推進の経費の一部を補助するなど、平成一三年度においても引き続きアイヌ文化の

## (2) 権利保護の実効性の確保や 著作物の円滑な利用の促進

### 1 契約システムの改善

#### ① 著作権等管理事業法の円滑な導入

著作権処理に関するビジネスについて規制緩和を実施するため、昭和十四年制定の「著作権仲介業務法」を廃止して新たに「著作権等管理事業法」が制定された。このような新制度の下で著作権等管理事業の適正な運営が図られるよう、平成十三年一〇月一日の施行に向け、説明会の開催等の必要な対応を行うこととしている。

#### ② 権利に関する情報提供の窓口の統一

適切かつ円滑な契約システムの整備を図るため、様々な権利に関する情報をインターネットを通じて提供する「著作権権利情報集中システム(J-CIS)」の構築について調査研究を進めているところである。

### 2 プロバイダーの責任の明確化

ネット上での著作権侵害が増大していることから、「名誉毀損」等の問題とあわせて、プロバイダーに対して他人の権利を侵害する情報の「削除」を求める手続や、その情報の「発信者」に関する情報の開示のための制度を導入する新法を総務省を中心に準備しており、必要な協力を行っていくこととしている。

### 3 著作権教育の充実

在の施設等を出資するとともに、運営費交付金、施設費補助金による必要な財政措置を毎年度行っていくこととなる。

## (3) 国立劇場・新国立劇場の 運営の充実

国立劇場では、歌舞伎、能楽、文楽、演芸などの伝統芸能を、原作を尊重した正しい形での公開や伝承者の養成などの事業を実施している。また、新国立劇場では、オペラ・バレエ・現代舞踊・演劇などの現代舞台芸術の公演、実演家の養成などの事業を実施している。

特殊法人日本芸術文化振興会により設置・管理されている国立劇場及び新国立劇場は、我が国の舞台芸術の拠点として、引き続き重要な役割を担っていくことが関係各方面から期待されており、より一層の運営の充実を図ることとしている。

## (4) 文化情報のシステム化の推進

国立博物館等が収蔵する文化財・美術品に関する情報、国立劇場等の公演や国公立の文化施設等に関する情報のデータベースを構築し、各機関等のホームページを通じて情報提供を行うとともに、公立・私立の博物館等ともネットワーク化を推進する。

著作権保護に関する意識向上のため、各種の講習会の開催のほか、著作権についてわかりやすく解説したマンガによる読本を作成し、全国の小学六年生及び中学三年生の生徒に毎年度配布している。

## (3) 国際的施策の展開

情報技術(IT)の進展等に対応した著作権分野の国際的施策の展開として、WIPO(世界知的所有権機関)において検討が進められているいくつかの新条約の策定作業等に参画していくとともに、アジア・太平洋諸国を対象としたセミナー、研修等の連携協力事業の一層の充実を図る。

## 八 文化振興のための 基盤整備

### (1) 国立文化施設等の整備

国立文化施設については、文化発信の拠点としての機能の高度化が求められている。

このため、平成一三年度においては、国立国際美術館移転新宮工事を引き続き進める。また、九州国立博物館(仮称)については、一三年度に実施した「建築実施設計」を踏まえた「建築工事」の着手等を行うこととしている。

## 九 文化の国際交流・協力

### (1) 芸術文化の国際交流・協力

国際的な芸術交流を進め、新たな世界文化の創造に寄与するため、「芸術創造推進事業(アーツプラン21)」の「国際芸術交流推進」を実施して、芸術団体の海外フェスティバル参加や我が国で開催される国際フェスティバル及び海外の芸術家・芸術団体との国際共同制作を支援する。

また、若手芸術家に海外での研修の機会を提供するなどの「芸術フェローシップ」を引き続き実施するが、特に「芸術家在外研修」と、海外の優れた芸術家を我が国に招へいする「海外芸術家招へい研修」については、平成一三年度は、中国からの招へい枠を拡充(八→一〇人)するとともに、韓国からの招へい枠も拡充(四→六人)することとしている。

### (2) 文化財の国際交流・協力

我が国の優れた文化財を広く海外に紹介し、相互理解を深めるため、日本古美術品の海外展を実施する。

平成一三年度は、英国における大型日本文化事業「JAPAN2001」が計画されており、その中心事業として、ロンドンの大英博物館に

天皇陛下御在位十年を記念して整備される全国的な公募展や大型企画展等を行う新国立美術館展示施設(ナショナル・ギャラリー)(仮称)については、一三年度は実施設計を完了するとともに、建設工事に着手する。

国立組踊劇場(仮称)については、運営や施設等について具体的検討を行う「国立組踊劇場(仮称)設立準備調査会」の開催、所要の調査及び資料収集等を行うとともに、平成一五年度の開場を目指して平成一二年度から建設工事に着手している。

### (2) 国立博物館・美術館等の 独立行政法人への移行

国立博物館(東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、国立美術館(東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館、国立国際美術館)、国立国語研究所、国立文化財研究所(東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所)は、平成一三年四月より独立行政法人となる。

独立行政法人制度の主な特色の一つとして、国は各法人に対して一定期間中の中期目標を定め、後年度に事業評価を行うこととなる。各法人はこの目標を達成するため、より弾力的で効果的な運営を行うこととなる。

なお、独立行政法人化後も、これまでの業務、役割を引き継ぐものであり、国からは現

おいて平成一三年九月五日から一二月二日まで「古代日本の聖なる美術」展を開催し、両国の交流を深める。

また世界の優れた文化財は人類共通の貴重な遺産であるとの認識の下、アジア諸国の歴史的建造物の保存修復事業等を実施することにも、我が国の文化財の世界遺産への登録の推進と、世界遺産の保護に関する取組を進める。また、海外の博物館、美術館が所蔵する日本古美術品で保存状態が悪く、緊急に修復を必要とする絵画、工芸品類の優れた作品を対象として修復協力を行う「在外日本古美術品の修復協力事業」を実施する。

さらに、アジア太平洋地域の文化財保護に関する国際協力を推進するため、「アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業」として、平成一一年八月に設置された財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所において、一三年度も、文化財保護関連データベースの構築、文化財保護計画の策定等の研修、世界遺産に関する国際会議の開催等の事業を実施することとしている。

特集

# ユネスコ加盟 50周年

## ◆ 新連載

- 巻頭言 平山郁夫
- メッセージ 松浦晃一郎
- 座談会 末松安晴／三善 晃／中野良子／白川哲久
- 論文 千葉果弘
- 体験記 野口 昇
- ◆ であい・ふれあい
- ◆ 教えてあれこれ
- ◆ 魅力ある教員を求めて
- ◆ 新しい科学技術の重点分野
- ◆ 科学技術のフロンティア
- ◆ 部活動わくわくプラン21
- ◆ 海外最新情報

## 編集 後記

▽暑さ寒さも彼岸までとはよく言ったもので、彼岸が過ぎたら桜がいっせいに開花し、例年に比べ一週間ほど早く、文部科学省の中庭の桜も三月下旬に満開になりました。

▽四月は、入学式、転勤の時期。ピカピカの一年生が黄色いカバールを付けたランドセルを背負い歩いている姿を見ると微笑ましくなります。省内では、転入者、転出者があちこちで挨拶する様子も見られ、この時期になると何となく複雑な気持ちになるものも転勤を何回も経験してきた者の心境かもしれません。

▽さて、今月号は「文教・科学施策の進展」の特集で、平成一三年度の文部科学行政の展望を教育・科学・学術・スポーツ・文化、それぞれの分野ごとのポイントの施策を解説しています。今回、科学三局の施策が加わりましたので、ぜひ一読ください。

▽特集の関係で、新企画の掲載は五月号からとなります。

今年度も多くの方々の御協力をいただきながらの誌面づくりとなりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

(H・N)

### 投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部科学時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んだ感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

① 1件につき400字以内 ② 住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③ 掲載分には薄謝進呈

※ 文章を一部手直しさせていただくことがあります。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
文部科学省大臣官房政策課「文部科学時報」編集部  
※ 電子メールでも受け付けております。

●「文部科学時報読者アンケート」

文部科学時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。  
宛先名「jiho@mext.go.jp」

### コンピュータネットワークを 利用した文教行政の広報

文部科学省では、我が国の文教施策等を広く皆様に紹介するため、インターネットホームページを利用して情報を提供しています。また、子どもホームページ試行版を設け、情報を提供しています。

ホームページアドレス：  
http://www.mext.go.jp/(半角入力)  
子どもホームページアドレス：  
http://www.mext.go.jp/kodomo/index.htm

MEXT. 61 月刊

文部科学時報 4月号

第1499号

● 著作権所有——文部科学省◎

● 発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666(営業部)

URL http://www.gyousei.co.jp

● 印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成13年4月10日印刷

平成13年4月10日発行

定価610円(税別581円)(〒84円)

年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。  
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いします。

● 本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 2001 ISSN 1346-325X ● この刊行物は再生紙を使用しています。